

2019年10月15日
株式会社日本政策金融公庫

**「令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口」の
13都県での設置について**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、10月13日付で、このたびの台風第19号に伴う災害により被害を受けた岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県に事業所を有する中小企業・小規模事業者・農林漁業者等の皆さまを対象に、「令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口」を設置し、「災害復旧貸付」等の取り扱いを開始しました（参考）。

日本公庫は、このたびの台風により被害を受けた事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

＜事業者の皆さまのお問い合わせ先＞

岩手県 (3支店)	盛岡支店	国民生活事業	TEL：019-623-4376
		中小企業事業	TEL：019-623-6125
		農林水産事業	TEL：019-653-5121
	一関支店	国民生活事業	TEL：0191-23-4157
	八戸支店（※）	国民生活事業	TEL：0178-22-6274

（※）岩手県久慈市、普代村、軽米町、野田村、九戸村及び洋野町の皆さまのご相談を承ります。

宮城県 (2支店)	仙台支店	国民生活第一事業	TEL：022-222-5173
		国民生活第二事業	TEL：022-222-5377
		中小企業事業	TEL：022-223-8141
		農林水産事業	TEL：022-221-2331
	石巻支店	国民生活事業	TEL：0225-94-1201

福島県 (4支店)	福島支店	国民生活事業	TEL：024-523-2341
		中小企業事業	TEL：024-522-9241
		農林水産事業	TEL：024-521-3328
	会津若松支店	国民生活事業	TEL：0242-27-3120
	郡山支店		TEL：024-923-7140
	いわき支店		TEL：0246-25-7251

茨城県 (3支店)	水戸支店	国民生活事業	TEL:029-221-7137
		中小企業事業	TEL:029-231-4246
		農林水産事業	TEL:029-232-3623
	日立支店	国民生活事業	TEL:0294-24-2451
	土浦支店		TEL:029-822-4141

栃木県 (2支店)	宇都宮支店	国民生活事業	TEL:028-634-7141
		中小企業事業	TEL:028-636-7171
		農林水産事業	TEL:028-636-3901
	佐野支店	国民生活事業	TEL:0283-22-3011

群馬県 (2支店)	前橋支店	国民生活事業	TEL:027-223-7311
		中小企業事業	TEL:027-243-0050
		農林水産事業	TEL:027-243-6061
	高崎支店	国民生活事業	TEL:027-326-1621

埼玉県 (5支店)	さいたま支店	国民生活事業	TEL:048-643-3711
		中小企業事業	TEL:048-643-8320
		農林水産事業	TEL:048-645-5421
	浦和支店	国民生活事業	TEL:048-822-7171
	川越支店		TEL:049-246-3211
	熊谷支店		TEL:048-521-2731
	越谷支店		TEL:048-964-5561

東京都 (14支店)	東京支店	国民生活事業	TEL:03-3270-1300
		中小企業営一事業	TEL:03-3270-1282
		中小企業営二事業	TEL:03-3270-7994
		中小企業営三事業	TEL:03-3270-6801
		農林水産事業	TEL:03-3270-9791
	東京中央支店	国民生活事業	TEL:03-3553-3441
	新宿支店	国民生活事業	TEL:03-3342-4171
		中小企業事業	TEL:03-3343-1261
	上野支店	国民生活事業	TEL:03-3835-1391
	江東支店		TEL:03-3631-8171
	五反田支店		TEL:03-3490-7370
	大森支店	国民生活事業	TEL:03-3761-7551
		中小企業事業	TEL:03-5763-3001
	渋谷支店	国民生活事業	TEL:03-3464-3311
	池袋支店	国民生活事業	TEL:03-3983-2131
		中小企業事業	TEL:03-3986-1261
	板橋支店	国民生活事業	TEL:03-3964-1811
	千住支店	国民生活事業	TEL:03-3881-6175
		中小企業事業	TEL:03-3870-2125
	八王子支店	国民生活事業	TEL:042-646-7711
立川支店	国民生活事業	TEL:042-524-4191	
	中小企業事業	TEL:042-528-1261	
三鷹支店	国民生活事業	TEL:0422-43-1151	

神奈川県 (5支店)	横浜支店	国民生活事業	TEL:045-201-9912
		中小企業事業	TEL:045-682-1061
		農林水産事業	TEL:045-641-1841
	横浜西口支店	国民生活事業	TEL:045-311-2641
	川崎支店		TEL:044-211-1211
	小田原支店		TEL:0465-23-3175
	厚木支店	国民生活事業	TEL:046-222-3315
中小企業事業		TEL:046-297-5071	

新潟県 (4支店)	新潟支店	国民生活事業	TEL:025-246-2011
		中小企業事業	TEL:025-244-3122
		農林水産事業	TEL:025-240-8511
	長岡支店	国民生活事業	TEL:0258-36-4360
	三条支店		TEL:0256-34-7511
高田支店	TEL:025-524-2340		

山梨県 (1支店)	甲府支店	国民生活事業	TEL:055-224-5361
		中小企業事業	TEL:055-228-5790
		農林水産事業	TEL:055-228-2182

長野県 (4支店)	長野支店	国民生活事業	TEL:026-233-2141
		農林水産事業	TEL:026-233-2152
	松本支店	国民生活事業	TEL:0263-33-7070
		中小企業事業	TEL:0263-33-0300
	小諸支店	国民生活事業	TEL:0267-22-2591
	伊那支店		TEL:0265-72-5195

静岡県 (3支店)	静岡支店	国民生活事業	TEL:054-254-4411
		中小企業事業	TEL:054-254-3631
		農林水産事業	TEL:054-205-6070
	浜松支店	国民生活事業	TEL:053-454-2341
		中小企業事業	TEL:053-453-1611
	沼津支店	国民生活事業	TEL:055-931-5281

本店	農林水産事業本部	TEL:0120-926478
----	----------	-----------------

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（注）このたびの台風により住居に被害を受け、市町村等から災害証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

2 農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金（災害）
資金の使いみち（※1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例1施設あたり600万円（※2））のいずれか低い額	（一般）600万円 【特認（※3）】年間経費等の6/12以内
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）	10年以内（3年以内）

（※1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「災害証明書」が必要となります。

（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。